

第3回東京都廃棄物審議会  
災害廃棄物部会

速 記 録

日 時：平成29年2月15日（水）10:00～12:00  
場 所：東京都庁第一本庁舎 25階 115会議室

○藤井計画課長 定刻の10時となりました。この会議室は時計はあるのですが、ちょっと故障してございまして、動いていないようなので、修理にトライしてみたのですが、直らないようなので、申しわけございません。10時になりましたので、ただいまから「東京都廃棄物審議会災害廃棄物部会」第3回の部会を開催いたします。

本日の審議の開始に先立ちまして、御出席の皆様方の出席状況について、御報告させていただきます。

本部会の委員の皆様のご総数は5名でございまして、皆様御出席をいただいております。委員総数の過半数に達してございますので、東京都廃棄物審議会運営要綱第7第8項に規定する定足数を満たしていることを、まず、御報告させていただきます。

また、この部会につきましては、同じく運営要綱第9第1項の規定に基づいて、公開とさせていただきますので、御承知おきいただければと思います。

続きまして、本日、お手元に配付させていただきました資料について確認をさせていただきます。

つづりを2つ、ダブルクリップでとめさせていただきます。

まず、座席表が表にあるものでございます。座席表の下に議事次第がございまして、議事次第の下に配付資料の一覧を書かせていただいておりますけれども、資料1-1、これは前回の第2回の部会以降に開かれたワーキングの第4回体制ワーキングでいただいた御質問、御意見の対応表です。

続きまして、資料1-2が第3回の処理のほうのワーキンググループでいただいた意見との対応表でございます。

資料2でございます。A4縦書きで2枚、熊本のほうに先生方、視察に行っていた結果のペーパーでございます。

その次、資料3でございます。こちらA4で3枚つづりでございます。民間事業者の皆様へのアンケート、ヒアリング調査結果についての資料でございます。

その下、小さなダブルクリップで資料4-1という形で、1枚目がA3を折り込んでいるもの、それ以降、A4のページが本文34ページ、資料集13ページという資料がくっついてございます。こちらが本日御議論いただく「東京都災害廃棄物処理計画に記載すべき事項について」ということでございます。

その下、資料4-2でございます。「災害廃棄物対策マニュアル（仮称）に記載すべき内容について」というA4ペーパーでございます。

最後に、資料5が「今後のスケジュールについて（案）」ということで、これが大きなダブルクリップにつづらせていただいております。

続きまして、もう一つのつづりのほうは参考資料集でございます。

まず1つ目が、前回第2回、昨年12月16日に開催させていただきました部会の速記録でございます。

その下、各ワーキンググループの議事要旨ということで、第4回の体制ワーキングと第3回の処理ワーキング、参考資料2-1、2-2とつづらせていただいております。

その下が、それぞれのワーキング、参考資料3が第4回の体制ワーキングの資料、参考資料4は第3回の処理ワーキングの資料をつづらせていただいております。

最後のつづりの後ろから数えて10枚ぐらいです。参考資料5-1が、この部会の委員の

皆様方の名簿、参考資料5-2がワーキンググループの委員の皆様方の名簿、参考資料5-3が処理のほうのワーキンググループの委員の皆様方の名簿、参考資料6が、この廃棄物審議会の運営要綱でございます。

最後の参考資料7-1と参考資料7-2が、それぞれのワーキンググループの設置要綱となっております。

分量が多いのですが、委員の先生方の机上には、別途、フラットファイルで「東京都地域防災計画 震災編」の抜粋と「東京都震災がれき処理マニュアル」「災害廃棄物対策指針」等をつづった資料集を置かせていただいております。お手元、よろしいでしょうか。

事務局からは、まず以上でございますので、これ以降の進行につきましては、杉山部会長にお願いしたいと思っております。部会長、よろしくお願いたします。

○杉山部会長 おはようございます。

本日は、皆様、お忙しい中、また、大変お寒い中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

12月に開催されました第2回災害廃棄物部会では、これまでのワーキンググループでの検討状況や災害廃棄物処理実行計画について、また、災害廃棄物処理計画の見直し、対策訓練、広域連携等について審議を行い、委員の皆様から大変活発な御意見を頂戴いたしました。

また、部会での御意見を受けまして、1月には「災害廃棄物の迅速かつ適切な処理を確保するために必要な体制の構築に係るワーキンググループ」、体制ワーキンググループと、「災害廃棄物を迅速かつ適正に処理するための処理技術、処理フロー等の検討に係るワーキンググループ」、処理ワーキンググループが開かれました。今年度予定されております最後の両ワーキンググループでしたが、そのワーキンググループにおいては、災害廃棄物処理計画の記載内容につきまして、これまで議論できなかった課題あるいは再検討すべき事項について、大変活発に御議論をいただきました。委員の皆様には、厚く御礼申し上げます。

本日は、1月のこれらのワーキンググループの御意見や熊本視察、民間事業者へのアンケート、ヒアリング結果、そして、これまでの部会やワーキンググループでの議論を踏まえまして、作成された災害廃棄物処理計画に、これが資料4-1と4-2でございますが、その計画に記載すべき事項について御議論いただきたいと考えております。

それでは、これより本日の議事に入らせていただきます。

本日の議事は、議事次第に示されているとおりです。

初めに議事(1)としまして「第4回体制WG、第3回処理WGでの質問・意見とその対応について」でございます。

では、まずは事務局から御説明をお願いいたします。

○藤井計画課長 それでは、お手元の資料1-1をまずごらんください。

前回の第2回の部会以降にワーキングで行った検討結果を、事務局で簡単な資料を作成いたしましたので、この対応表で触れさせていただきます。

まず、この体制ワーキングでは、前回の部会で、東京都の役割として「コントロールタワー」という言い方を第1回の部会から使わせていただいているのですけれども、前回の第2回の部会のときに、なかなかその「コントロールタワー」の言葉の使い方というところ

ろがわかりにくいという話をこちらからも提案させていただき、先生方からもそういうことを同意いただいていた中で、都の役割のあたりを集中的に議論していただいたところでございます。それと、その都とまつわる各主体との連携ということを中心に議論したところでございます。

それでは、資料でございますけれども、まず、東京都の役割として出された主な意見でございます。

一番上でございますけれども、発災後、これは大規模な震災が起きた場合に、1年程度は区市町村の施設で、場合によっては処理できない可能性があって、そうであれば都外処理ということのある程度前提に置かなければならない。2年目から3年目に本格的に区市町村の施設で処理が進むという想定はどうかということでございます。

ここは本日の資料でも、役割分担のところを書かせていただきましたけれども、区市町村間で共同組織ということをご提案させていただいてございます。応援と、都のほうで可能な限り都外に受援をいただくとともに、都内の施設で処理を進めることも重要ではないかと考えておるところでございます。

その下、これは都と区市町村、それぞれの体制構築の関係の意見の中で、2つ目の●でございます。共同組織を立ち上げるという話でございますけれども、この共同組織の決定権がどこにあるのかというところが少し気になる。あくまでも、共同組織が立ち上がっても区市町村が決定権を持つべきではないということです。ここはちょうど、特別区のほうで御議論されていると伺ってございますけれども、共同組織の中でどういう意思決定をするのかというのはなかなか難しい課題であり、引き続き御検討いただいているところと聞いてございます。

その下、さまざまな区市町村の情報等を、いかに広域自治体である都が集中して他県の応援等をいただくかというところでございます。

2つ目の●には、都の職員が支援先にリエゾンを派遣して情報収集を行うということが必要ではないかということをご提案いただいております。

ここら辺の基本的な考え方は、きょうお示ししている計画の考え方、記載すべき事項の中に書かせていただいて、一部はマニュアルのほうに詳細を書かなければいけない話かなと思っております。

続きまして、事業者の方から協力をいただく関係で、費用の話の議論をいただきました。特に2つ目の●ですけれども、協力の費用ということをご協議して決めるという形だとトラブルのもとになる可能性があるため、ある程度明確にしておいたほうがいいのではないかとございます。事前にどこまでできるのかということで、これはマニュアルの検討の中の課題かなと思っております。

そして、今後、この計画以降の話の課題の中で、3つあるうちの一番上でございます。検討期間や優先順位を色づけするなどして、書き方の工夫をしてほしいという御意見がありました。可能な限りわかりやすいような記載を考えたいと思っております。

1番最後のところです。これは、東京都から出た意見でございますけれども、地域防災計画の中で、火山対策の検討をするという予定で、火山灰の検討が必要ではないかということです。ここら辺は、火山灰は直接廃棄物処理法の対象ではないですけれども、火山被害に対してどのような廃棄物部門として用意しておくべきかということは、引き続き今後

の検討として考えなければいけないことと認識してございます。

2 ページ、特に地下構造物の被災の話の中で、震災よりもむしろ水害で地下構造物にごみがたまる、廃棄物がなかなか撤去は困難だということで、ハザードマップを参考に、こういったエリアにこういった課題があるのかということ整理しておいたほうがいいのではないかと御意見でございました。これも可能な限りマニュアル等で明確にできればなと思ってございます。

主な意見としては以上でございます。

続きまして、資料1-2も続けて御紹介させていただきます。処理ワーキングのほうです。

こちらは、想定からくる発生量や要処理量、発生量というのは、災害に伴って発生する廃棄物の総量で、要処理量というのは、その時点で、災害廃棄物として行政が処理しなければならない残っている量、それに対して、どれだけ処理が可能かということと比較して、不足していれば応援を頼むとかという、そういうシミュレーションをワーキングの中でやっておるところでございます。処理可能量について、なかなか平常時に処理可能量を算出することは難しいですけれども、東京都で把握している範囲で試算したデータを出していただいて、御議論いただいたということがございました。それで、いただいた意見でございます。

まず、一番上のところでは、家屋解体だけでなく、家が壊れた際に廃家電とか廃自動車ということが出てくるであろうと。この試算値を出させていただきましたけれども、かなり膨大な数になるということでございます。本日も参考資料の中につけさせていただいております。特に、家電の場合は家電リサイクルのルートに乗せるという前提で当初は考えていたのですけれども、なかなかぐしゃとなったときに、家電リサイクルのルートに乗りにくい可能性もある。金属くずとして処理しなければならないということになると、出てきた家電のうち、どれだけがリサイクルルートに乗って、それ以降は家屋解体と一緒に出てくるのかというところのシミュレーションは難しいねという御議論をいただいております。こちら辺は、どう扱うのかということは、マニュアルの中で別途考えていかなければならないかなと思ってございます。

それに関連して、次の仮置場のところでも、家電に関する仮置き面積の算定等も要るよねという御議論もいただいているところです。

仮置場の3つ目です。仮置場の搬入量を、ワーキングでは発生量、どれだけ発生して、それが発生した量が仮置場に入ればという想定で、単純なシミュレーションではあったのですけれども、実際のところはどれだけの家屋を解体するのか、交通状況がどうなっていて、1日にどれだけの量の車両が搬入されそうなのか、さらには、そこに設置する仮設の破砕機などの処理能力はどうなのかという中で、仮置場の搬入量、必要な面積、さらに、そこで要する期間等が集まってくるということで、さまざまな決定要因になるパラメータを整理しておくべきだという御議論でした。非常に大事な御意見だと考えてございますので、これはマニュアル整備に向けて、整理していきたいと思っております。

2つ下です。第1次仮置場、第2次仮置場という区分なしに、今回試算してございましたけれども、より精緻にやるのであれば、位置的な、地理的な問題もありますので、第1次仮置場がどの程度で、少し中間処理を行うという前提の第2次仮置場ということ、よ

り精緻にできたらいいのではないかと考えてございます。ここは今後の課題と考えてございます。

その下、家屋解体についても御議論いただきました。ここは実際のところは区市町村中心に受け付けるところになりますけれども、権利関係の調整ということが非常になかなか、これは罹災証明書の発行業務との関連が非常に強いところでございます。処理計画の中でもその辺は触れておいたほうがいいのではないかと御議論でございます。今後の課題はありますけれども、課題として触れさせていただきたいと思っております。

次の2ページ目、処理フロー、処理の進め方、後ほど事業者ヒアリングのところでも少し触れさせていただきますけれども、火災によって発生する燃え殻の処理ということを特に事前に確認しておく必要があるのではないかと考えてございます。これも留意事項として反映したいと思っております。

2つ下に行きまして、災害廃棄物の処理の基本的な事項のところでは、仮置場の整備主体を明確にさせていただきたいという意見でございます。基本的には、災害廃棄物の処理主体でございます区市町村での所管事項だということで、広域自治体として、何らかのオープンスペースを提供できるのかということ、想定としては用意しておきたいと考えてございます。

2つ下に行きまして、職員や作業員の方の安全確保という観点、大変重要だと記載してもらいたいということです。非常に大事な話でございますので、しっかり書きたいと思っております。

さらに、今後対応が必要になるということでは、D. Waste-Netとか関連団体とかと定期的に情報収集を継続的にやっていくことということ、はっきり書いてほしいということです。本当にそのとおりだと思っております。計画の中で、継続的改善をやるのが大事だと書くべきかと思っております。こういったことも反映させていただいてございます。

簡単ではございますが、資料の説明とさせていただきます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

第4回体制ワーキンググループ、第3回処理ワーキンググループでの質問、意見とその対応について、御説明いただきました。

それでは、体制ワーキンググループ座長の高田委員、処理ワーキンググループ座長の遠藤委員のお二方から、補足などがございましたらお願いできますでしょうか。

よろしく願いいたします。

○高田委員 では、私から。体制づくりのワーキンググループのほうなのですが、先ほど事務局からも御説明がありましたようにというか、前回の部会でも話題に出たのですが、最初、この検討を始めたころには、みんなが連携協力しながら、その「コントロールタワー」の役割を東京都が果たすというようなストーリーがまずございました。それは曖昧なというか、おぼろげながら、それぞれの各検討に集まった主体の皆さんも連携協力をちゃんとしながらやっていかないといけない、その中でそれを束ねる東京都さんという感じのイメージ的なものが先行しておりましたので、そういうことで、抵抗なく議論に入ったわけなのですが、中の検討をだんだん進めていくに従って、各主体の果たすべき役割分担と、できること、できないこと、あるいは誰かにやっていただかないといけな

いことというようなものは、もう少し明確化した上で、誰がどういう権限なり、判断を持って物を進めていくのかということ、もう少しきっちり明確化しておかないといけないという認識に至った。結局、そのところは「コントロールタワー」というような若干外国語で皆さんが好きに解釈できるような言葉を使うのは不適當ではないかということで、もう少しそこを詰めようということで、詰めた検討をするということで、このワーキンググループはやらせていただきました。

その中で、権限とかそういうものを持ってやるというよりも、都の役割としては、この資料にも出ておりますけれども、調整的な役割が主体になる。その中で、特に真ん中あたりに情報集約というものがおりますけれども、やはり災害が起きたときに、災害廃棄物に関する情報を収集して、集約して、それを各主体に共有化する。こういうことの役割を最も果たしていくべき重要な主体は東京都さんであろうというようなこともありまして、そういうことを含めた上で、各主体はそれぞれの役割を果たしていくという形の議論になりました。その部分については、後で資料の4-1で計画に記載されるべき事項という御説明があると思いますけれども、その中にうまく反映されているかなと思っております。

それと、あと、課題のところ、表裏合わせて、この資料でも5点ほどあるのですけれども、なお、そうはいえども、まだまだ課題という形で、これはまだ深めて検討していかないといかないとか、なお取り組みを進めていかないといかないとという事項もありますねということ自体も、このワーキンググループの中で、認識も共有化されたということでございます。

前回のワーキンググループの大まかなそういう流れといいますか、検討された内容の補足は以上です。

○杉山部会長 ありがとうございます。

遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 第3回処理ワーキングですけれども、先ほど御説明があった内容がおおむね議論になっております。処理可能量ということで先ほどコメントがありましたけれども、業界との携わり方ですとか、そういったことも議論をされました。第3回では、第2回までで議論されていたような解体系だけではなくて、多少積み残されていた廃家電とか廃自動車と火災廃棄物という部分の量の推計ということも行いつつ、仮置場の必要面積のおおむねの量ということ、概算ではございますけれども、計算して、今後に向けて把握すべき量といいますか、そのスケール感ということも把握した形だと思っています。

多少、対応の部分で、今後検討するという部分が多いと思われるかもしれませんが、そういった部分については、今後実行計画をつくるにおいてキーワードになる部分ということに関しては、留意事項という形で、処理計画で、資料4-1に反映させていただいたと思っておりますので、また資料4-1の部分で御意見等をいただければと思っております。

以上です。

○杉山部会長 ありがとうございます。

それでは、委員の皆様、何かお二人の御説明、補足していただいた内容につきまして、御意見、御質問がございましたら、お手を挙げていただきたいと思っております。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

それでは、続きまして議事の（２）に進めさせていただきます。

それでは、議事（２）の「熊本視察について」、そして、議事（３）の「事業者へのアンケート、ヒアリング結果について」、こちらを続けて事務局から御説明をいただきたいと思います。

○藤井計画課長 まず、熊本視察のほうは資料２でございます。審議会の遠藤委員と高田委員と私どもの職員２名で、２日間にわたってヒアリングしてまいりました。

視察した内容といたしましては、仮置場などの視察と、熊本県とは直接ヒアリングを行ったところでございます。熊本地震の現在のところの状況でございます。もともと熊本県の策定している実行計画の中では、廃棄物の発生推計量が195万トンで、発災後２年以内の処理目標ということでございます。

県と協定を結んでいたのは、一般社団法人熊本県産業廃棄物協会、熊本県の環境事業団体連合会ということと事前協定を結んでいたと聞いております。

めくっていただきまして、仮置場の状況を写真で紹介させていただいております。一番上は益城町の１次仮置場です。ここは町有地だった小学校の跡地ということでございます。最初はここに生活系のごみが大量に入っていたということです。生活系のものが落ちついて、徐々に公費解体の瓦れき類が入っている中で、レイアウトを徐々に変更して、今、19品目という形で受け入れているということです。看板を設置したり、職員の繰り返し指導、説明を徹底するというとで、分別が徐々にできるようになってきたということでございました。

真ん中は、熊本県の２次仮置場でございます。こちらは熊本空港の近くでございます益城町に位置する工業団地の立地用ということで県が確保したところ、それを売却予定であったところを活用しているということでございます。コンクリート殻、木くずと廃瓦、混合廃棄物の４品目でございます。熊本県の廃棄物処理事業連合体という形で処理の業務を委託して、そこが運営しているという形になってございます。

一番下は、熊本市のほうでございます。戸島の２次仮置場というところで、ここはもと一般廃棄物の最終処分場だった跡地というところを活用しているということでございます。コンクリート殻、木くず、廃畳、廃瓦、家電、金属くずとあるのですけれども、ちょっと畳とか木くずの写真を見ていただいても、かなりここが積み上がってしまっているというところで、なかなか処理が、特に畳が処理が破碎が難しいということで、困難だという状況でございました。

３ページに参りまして、熊本県のほうにヒアリングした内容でございます。

一番上の●に書きました。熊本の地震では、比較的電話、通信系のは被害が少なかったのですけれども、一部、電話が繋がらなかった自治体というところには、市町村に対しては県の職員を派遣して、いろいろ意見交換をしたということでございます。

４つ目の●のところ、発災直後、市町村の支援では仮置場の管理の業務というものが非常に多かったところですが、時間がたつに従って、公費解体に伴う補助金の事務とか、そういった手続な内容が変わってきたということでございます。

一番最後は、５つ目の●ですけれども、支援する側、これは、特に東日本大震災で被災した自治体から熊本県に応援に駆けつけていただいていたという事例がございまして、か



なりのノウハウがあるということで、ある一定期間内でしっかりと、特に1週間単位で目標を管理して、今週1週間はここまでやるという形で進捗管理ができていたということで、こういったことが特に有効だったと熊本県側も言ってございます。支援される側についても、そういった支援をしてもらえるほうに、あらかじめこういったものに協力してほしいということを提案できるほうがいいのではないかと、整理しておいたほうがいいのではないかとという意見がございました。

真ん中の災害廃棄物処理に関して、家屋解体では、平常時よりも、思い出の品とか貴重品の確認などあるので、解体に時間がかかっているということでございます。仮置場面積と搬入出の量をもとに、家屋解体を実施する班数を市町村と連携して調整しているということでございますが、このヒアリングに行った時の話によると、大体一班、一つの解体をするグループですね。それで1か月に2棟から2棟半ぐらいの解体ペースということだそうです。後ほど事業者のヒアリングのところでも紹介させていただきます。この班が今、県内で720あると聞いてございます。

熊本県の2次仮置場の4品目では、発生量の多いものに限定して、現在は、ほぼ県のほうの2次仮置場ではストックなく、安定的に県内外での搬出ができていくということでございます。

処理計画に関して、熊本県は、ちょうどこの災害の直前に処理計画をつくっておったところですけども、2つ目の●ですね。種類ごとの廃棄物量や処理施設の処理能力などの現状を踏まえた上で、リサイクル率の目標を設定したということで、状況のほうから先にあり、リサイクル率を設定した。比較的処分場もあるという中でのお話なのか、東京の場合は、かなりリサイクルを徹底しないと回らないところがあるので、事情の違いも感じたところがございます。

最後に、4ページに参りまして、私どもの計画に学ぶべきところということでございますけれども、先ほどは東日本大震災の被災地の支援の関係を説明させていただきましたが、やはり一定期間、1週間単位でしっかりと工程管理をするということが大事であるということで、受援をする、支援をするということだけでなく、工程管理が必要だということは、改めて感じた次第でございます。

2つ下です。分別排出がされずに、混合状態になる可能性が発災直後は高いのですけれども、人員をしっかり確保して、分別の徹底を図る。徐々に熊本は徹底できたということですけども、初動の段階から、ここら辺の人員確保ということが、最初の段階で決め手になるのかなということを感じたところです。

その次は、受援の関係でございましてけれども、支援が来ることを想定して、災害時に必要となる人材や支援内容を平常時から想定しておかなければいけないということでございます。

以上が、熊本の関係でございます。

それとともに、民間事業者の皆様方に、アンケート調査とヒアリングを行いました。これは昨年末から今年、年明けにかけてところで、ヒアリングのほうは年明けでございましてけれども、調査対象を真ん中に書かせていただきました。都内外の廃棄物処理の事業者の方10社、それとともに、ほか、セメント、鉄鋼、製紙、建設、解体の10社の皆様方から御協力をいただいたところでございます。

一番下の調査対象の選定としては、過去の災害時において受け入れの実績がある。平常時に処理している廃棄物の種類や処理方法についての区分で、広く業界にわたるようにということで選びました。あと、立地も偏らないようにということで選ばせていただきました。

2ページ目でございます。発災時における処理や連携体制についての御意見でございます。

①災害廃棄物の受け入れということで、廃棄物処理業の皆様、セメント業の皆様、いずれの企業13社でございますけれども、協力が可能だという御回答をいただいております。

バイオマス関連業の皆様から、3社中1社から協力可能だと。

製紙業と製鉄業では、なかなかちょっとすぐには難しいということでございます。

仮に可能だという御回答をいただいた企業のうちでも、ほとんどが独自の受け入れ条件があるということで、そこを出す側と受ける側でのマッチングということが大事なところだと思います。ですから、手続上としては、その辺の連絡調整の確保とか、職員に対する教育訓練の必要性とか、地元対応、地元同意ということが、手続として課題だという御意見がございました。

その下は、家屋解体と解体したものの運搬ということで、建設業、解体業の皆様、2社中1社から協力可能だということでしたけれども、実際に具体的なところがわからない、こういった形になるのかは今後の話だという御回答でした。

その下は、生活ごみの関係の粗大ごみの収集、被災して家の中から家財が破損して出てくる粗大ごみでございます。廃棄物処理業の10社の方のうち4社から協力可能だという御回答をいただいております。ダンプとか、アームロール車とか、さまざまな資機材をお持ちだということでございました。

仮置場の管理を事業者の皆様へ委託できるのかということですが、12社中5社から協力可能だということではございました。こちらについても、具体的な資機材とか、継続的に協力できるかということは、現在、今後の課題ということで伺っております。

3ページ、今度は事業所の皆様方御自身の話でございます。災害に対してどのような備えをされているのかということで、調査した20社中11社の皆様方でBCPを策定されているということでございました。ただ、策定されているということの中でも、災害廃棄物処理ということに記載があった方は1社だけだったということでございます。水の対策とか、あとは燃料の対策ということを考えていらっしゃる場所もあったということです。

東京都の計画に対する要望でございます。平常時では、連絡体制の情報の共有が必要、さまざまな手続や書類の共有化について御要望があったということです。

2点目は、先ほど申し上げましたけれども、品質のこういったものが災害廃棄物として来るのか、品質管理ができるのかという、その性状とかといったものの情報の共有です。あと、復興資材としての活用先の確保という要望もございました。

さらには、東京都との合同防災訓練や、都外所在地との自治体の協力関係を調整してもらいたいという御意見をいただきました。

こういったアンケートの結果、その下でございます。新たな計画に反映すべき事項(例)と書きましたけれども、都外自治体の連携体制も非常に大事だということと、民間事業者の皆様方とは「Face to Faceの顔の見える関係」と書きましたけれども、日ごろからのこ

ういったアンケートを通じて、いろいろ情報交換しなければいけないかなと思ってございます。

訓練についても、必要に応じて事業者団体の方や民間の方に入っていただくことによる課題を浮き彫りにするというのが大事ではないかと思ってございます。

さらには、事業者の皆様方に、災害廃棄物処理といったことを含めたBCPの策定ということをお願いしたいと考えているところでございます。

続きまして、アンケートを踏まえて、ヒアリング調査を直接行ったところでございます。5社、廃棄物処理業の皆様3社と、解体業の方、セメント業の方1社ずつということでございます。

過去の災害で、受け入れ実績がどうだったかということでございまして、特に水害の関係の話も多くいただきました。搬入される廃棄物の性状の差が大きくて、長期経過すると腐敗してしまうということで、処理に苦慮したということと、水害であれば、土砂も付着して、処理費用が通常のものよりも高くなり、リサイクル率も低下する。

それと、これはちょっと先ほどのアンケートのほうにもありましたけれども、4つ目の●被災地側と受け入れ側との行政手続の手順が合わない。性状の不一致もそうなのですけれども、手続上の不一致も調整に苦慮したという意見をいただいています。

その下の②の受け入れ時の工夫としては、施設に受け入れ後の処理を円滑にする際に、実際に受け入れる前の現場で自社の選別の専門の技術者を派遣して、こういった形で選別しておいてほしいというような指導をしてとか、あと、処理施設の中で展開検査や異物除去、含水率の調整などをして、直らないものであれば、是正が必要であれば、現地のその前の仮置場のほうでこういうようにしてもらいたいという情報提供をしたということでございます。

今後の災害廃棄物の受け入れ可能性についてでございますけれども、状況によって上下するというところでございますけれども、2つ目、とりわけ混合廃棄物を受け入れる場合は、危険物の除去を含む前処理が必要だということで、かなり費用も高騰し、長期化する可能性があるということです。

それと、各自治体と協定を締結している事業者の方もいらっしゃいます。協定を締結している自治体のほうが優先になるのではないかとということです。

5ページに参りまして、人材や資機材の協力、これは有償でございますけれども、協力していただけるかどうかということですが、平常時の業務に支障が出ない範囲ということではございますが、できましたら、業界団体を経由したほうが調整しやすいのではないかと御議論をいただいています。

続きまして(4)解体に関してでございます。これは、公費解体の自治体が担当するもの以外に、いわゆるゼネコンからの依頼と書きましたけれども、事業者がみずからの責任で解体するケースというのも当然想定されるわけで、そちらのほうの事業とのバランスということで、全てが全て施設をフルに自治体の側に使うのかということは難しいのではないかとということです。

それと、下に表を書きました。家屋1棟当たりを解体するのに、木造の場合はおおむね1班4名で10日間、非木造であれば50日間程度、焼失で完全に炭になっていればという条件ですけれども、2日とか、完全に炭になっていなければ7日というような御意見もござ

いました。

(5)でございます。民間の事業者の方と受け入れ協定ですけれども、ほとんど業界団体と行政との協定、先ほど、団体を通じて調整されたほうがいいという意見がありましたけれども、団体と行政との協定ということが多いということです。

BCPについては、企業によって若干ばらつきがあるということでございます。なかなかどれだけ災害廃棄物を受け入れるかの詳細までの検討はこれからだと伺っています。

6ページでございます。国や区市町村への要望ということでございますけれども、初動の段階で、都内と都外の民間事業者の連携が大事で、そこに行政も積極的に介入してほしいということでございます。

それと、陸上輸送だけではなくて、海上輸送とか鉄道輸送の考慮ということにも要望をいただいております。

最後に(7)広報・訓練ということです。災害廃棄物の発生とか処理の考え方を日ごろから事業者の皆様方に情報提供するということが必要ではないか。

あと、都民の皆様にも危険物の取り扱いとか、健康被害に遭わない知識というものに対する周知、訓練が必要ではないか。

それと、発災後に家が壊れるということで、罹災証明を受けるということですが、罹災証明から実際に解体までどういう流れなのかということ、わかりやすく広報することが必要ではないかということございました。

これを踏まえて、東京都の計画に反映すべきことですが、水害の際の留意点とか、都内では、特に集合住宅の非木造住宅が多いということで、ここには解体の日数を非常に多く要するだろうということでの計画的な解体ということをしっかり書かなければいけないかなど。

区市町村においては、発災直後からの分別の徹底や、再びその分別されたものが混合にならないような管理ということをお願いしたいということと、あとは、輸送については海上輸送、鉄道輸送の考慮、広報内容についても罹災証明から解体までの流れということの御提案をいただいたとおり、こういったことを反映しなければならないかなど思っております。

説明が若干長くなりましたけれども、以上でございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

議事(2)の熊本視察について、そして、議事(3)の事業者へのアンケート、ヒアリング結果について御説明いただきました。

それでは、熊本視察につきましては、部会から御同行いただきました遠藤委員、高田委員、続けての補足で恐縮ですが、補足等がございましたら、またお二方からお願いしたいと思います。

○遠藤委員 私のほうは、2日目の県へのヒアリングにも同行させていただきました、私が受けた印象としましては、県の方々が、この1ページ目に書いてある一般社団法人熊本県産業廃棄物協会ですとか、こちらが廃棄物処理のほうで、熊本県環境事業団体連合会というもの、し尿処理だったと思いますけれども、こちらと協定を組んでいたことが初動時に非常に役に立ったというようなことを言われていたことが、非常に印象に残っております。

それと、災害廃棄物処理計画がたしか28年の2月か3月にでき上がって、その1、2か月後の発災だったと思うのですけれども、そういう議論をしていたということで、職員が、俗な言い方をすればいわゆる耳学といいますか、言葉がわかるといいますか、災害廃棄物に対して、用語が何を言われているのかが非常に素早く理解できたということが大きいというようなことを言っていたのが、非常に重要なことかと思っています。ほかの災害のときに、我々がお話ししていることですか、そういったことを被災自治体の方が理解するまで2カ月ぐらいかかるのかなと正直思っはしまして、その部分が、最初の一步から全てわかっただけというの、やはりかなり違うことなのではないかとは思っています。

それと、先ほど御説明もありましたけれども、支援者側が意識を、役割を持って、1週間ごとで管理をするとか、そういったことを支援者側がかなり積極的にやっていたということも聞きまして、東日本のときに来っていた支援者という形の支援とは変わってきたのかなとは思ってしまして、来る職員の方々の意識というものも非常に上がってきているという印象を受けまして、支援に行くことで、またそういった職員が育っていくというようなことは連鎖していくものなのではないかという印象をすごく受けました。

それと、今回の熊本県が受けた事務委託の部分というのは7市町村ですけれども、人口としては、総人口として多分20万行かないぐらいかなとも思っはしまして、そういった中でのヒアリングであって、処理であるということ、この結果から前提条件として考えていただいて、これが10倍になったらどうなるのということは想像するしかないのですけれども、そういった観点で見させていただいたほうがいいかなと思っはしております。

2ページ目の一番下で御説明のあった部分なのですけれども、確かに木くずと廃置は非常に高く積まれておっはしまして、非常によろしくないといえはよろしくない状況ではあったのですけれども、ちょうど2月に伺ったのですが、1月に業者が変わったということもありまして、その引き継ぎの部分で、まだうまくいっていないということなのかなと思っはしました。これはだんだん適正化されていくのではないかということで、私がフォローしてもしようがないのですけれども、今後よくなるのではないかと。これは熊本市のほうで、人口70万のところの仮置場としてはやや小さいということはあるのですけれども、恐らくよくなっていくのだろうと思っはしております。

以上です。

○杉山部会長 ありがとうございます。

○高田委員 私のほうは、熊本県さんとのヒアリングには別の都合で出席できなかったのですけれども、約1日余りの行程は御一緒させていただきました。おおむねのところは、今、遠藤委員から言っただいたのですけれども、さらに少し補足があるとすれば、一つは先ほど遠藤委員からありましたが、熊本県さんのほうは、災害廃棄物処理計画を直前につくっておられたということなののですが、逆に言いますと、区市町村というか、熊本の場合は市町村ですね。市町村はまだ災害廃棄物処理計画に手をつけておられない自治体さんが、この被災されている自治体さんでもほとんどで、ですから、逆に言うと、市町村のほうは、災害廃棄物処理についてはなかなか対応は全てがうまくできたかということ、そうでもなかった。ただ、熊本の場合は、時々台風による水害などがあるので、幾らかは経験された自治体さんもあるので、産廃協会さんとかとの協定は生きていて、それはうまくい

ったのですけれども、これだけの大きな災害になったときに市町村はどう対応していいかというところの部分については、非常に戸惑っておられた部分があって、そこが若干、最初、流れがうまくつかめなかったということの部分にもなったのかなということはありません。

あと、今、特に解体の話が出ましたけれども、解体をされて苦勞されているということで、被災の建物の数が非常に多いということで、これは個人の資産であったものを承認の上、公費で解体する形になるのですけれども、これについても、今はまだというか、熊本の地域性もありまして、普通の木造家屋の一般の解体が非常に多いということで、持ち家率もかなり高いということ。でも、やはりいろいろと手続はここにありますように思い出の品がどうですか、いろいろな話があって、苦勞するということになります。それが、東京都のほうになって、非木造のSRCなどの建物が非常に多い上に、権利関係も借地借家の率が都市域に行くと非常に高いということになりますので、そういうことの権利関係の調整をするだけでも手間がかかってしまって、計画的にうまく解体後の手続とか、それを回していけるのかというようなことについては、熊本でもこれぐらいいろいろと大変だということは、もし東京都で被災した場合には、その部分にかけなければいけない労力というのは非常に大きいのかなとは感じられました。

以上です。

○杉山部会長 お二人の委員、ありがとうございました。

それでは、ただいまの熊本視察、それから、事業者へのアンケート、ヒアリング結果につきまして、それらを含めまして、委員の皆様から御意見、御質問などがございましたら、挙手をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

宮脇委員、お願いいたします。

○宮脇委員 質問なのですけれども、今、お話があった中で、熊本県と市で、県の場合は、入ってきた搬入物を処理して、出ていくほうも非常にスムーズに進んでいる。熊本市のほうについては、写真もそうなのですけれども、かなり仮置きに滞留しているというような印象を受けたのですが、このあたりが多分そうなのではないかと思うのです。

今のお話では、県が計画などを立てられていて、かなり自治体の職員の方の理解度が進んでいたから今のような状態にあって、熊本市については、計画等を立てていなかったのでおくれが出ているということなのか、もしくは、先ほどちらっと人口が多いという話もあったのですが、実際に県が引き受けている仮置きに入ってくる量と、市の場合とでは量が違うのか、その辺はどちらが大きな要因になっているのかというのが、もし簡単にわかればお教えいただけますか。感覚でも結構なのですが。

○杉山部会長 両先生方、いかがでしょうか。

○高田委員 いろいろな要素があると思うのですけれども、熊本県の場合には、事務委託をした部分、この2ページ目の写真であると、要するに、1次仮置場は市町村が運営しているのです。こちらがあって、その中で県が受託した分、事務委託を受けた分について2次仮置場に持ってきているという、いわゆる仮置場は2段階で運営されているということなので、一つ、そこでバッファーがかかっているという形なので、その形でスムーズにストーリーが行っているのですけれども、熊本市さんの場合には、これは2次仮置場と書いてありますが、市内の解体現場から解体業者が分別して、ここに基本的には集約して持っ

てくるという形になっていきますので、そういう意味では、一つの仮置場で受ける廃棄物の量的にも種類のにも、量的には私は数字で比較して頭の中に全部整理できているわけではないのですけれども、その辺のところのシステムが少し違うから見かけがちょっと違う形になっているということだと思っております。

遠藤委員、何かございますか。

○遠藤委員 確かにシステムが違っていて、熊本県の場合は1次仮置場が別にあって、2次仮置場だけを、かつ、4品目だけを受けているということで、違いが出ているのかなと思っております。

熊本市の場合は、若干仮置場が小さいということもありますけれども、1次仮置場の位置づけを、平常時のごみステーションとしていて、解体の前なのですが、そういったこともあって、この2次仮置場というのは解体物が直で入ってくると、先ほど説明があったとおりの部分でございます。ただ、混合廃棄物は、実は熊本市のほうが受けていないのですけれども、量は受けているとか、そこら辺の違いは多少ありますが、正直、熊本県の2次仮置場は圧倒的に搬入量が少ないです。1次のところと解体現場からの直で外に出すという行為が非常に多いものですから、2次仮置きに入ってくる量はかなり少ないということです。

あと、先ほどちょっと言い忘れたのですが、この混合廃棄物なのですが、この水害が全くない中で出てくる混合廃棄物というものは、東日本とか今までの北関東豪雨などで見てきた、いわゆる混合廃棄物とは全く物が違う状態でありまして、処理ラインを同じで考えていたら回らないぐらいの本当に違うものでありまして、この熊本県2次仮置場に入っている混合廃棄物というのは、いわゆる解体現場に出てくる掃きごみの部分しか入ってこない。いろいろなものがまじった東日本でイメージしている可燃性混合廃棄物は一切出てこないというのが現状です。初期の数カ月は出てくるのですけれども、それ以降はもう出てこなくなるので、その辺の物の違いということも結構大きいかなと思っております。

○宮脇委員 ありがとうございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

宮脇委員、よろしいでしょうか。

そのほか、いかがでしょうか。

平山委員、お願いいたします。

○平山委員 名古屋大学の平山でございます。

少しわかれば教えていただきたいのですが、熊本県さんのほうにヒアリングということだったのですが、今回、東京都の災害廃棄物処理計画の中でも調整機能をすごくしっかりと考えていっているということなのですが、今回の熊本のヒアリング等々で、例えば今回、熊本県の場合、当然、国と県と市町村という各レベルがあって、例えば益城町であれば、益城町の役場には町の職員と、国の現地の政府といいますか、環境省の方々がいてというような状況の中で、今回ヒアリングの中で、もし県の役割をどう考えたらいいかであるとか、あるいは県としてやるべきことであるとか、県としてやってはいけないこととか、そういうものがもしヒアリング等々であれば、この処理計画に反映すべき事項でも非常に参考になるのかなと。もちろん、今回の御報告の中でも非常に重要な視点も幾つかあると思いますが、熊本県としての役割とか、その辺は何か聞かれた、あるいはわかっ

たことがあれば教えていただければと思うのですが。

○杉山部会長 ありがとうございます。

それでは、これは両委員にお聞きしたほうがよろしゅうございますか。いかがでしょうか。

○遠藤委員 改めてそう言われると、今すぐはあれなのですけれども、県がやらないほうがよかったことというのは、特に全く印象がないので、言っていなかったかなとは思っています。

廃棄物の職員だけではなくて、ほかの課の職員も市町村に必ず入って、その人たちが情報を収集してくるというようなことは当初から行われていて、事務委託する前からそれはやっていた。

収集されたものの情報に関しては、県の職員が、みずからが集計表のソフトウェアをつくって管理をされて、一目でどここの地域がどのような状況になっているのかがわかるような状況で随時把握していたというようなお話はされていたと思っています。既にその段階で、これはもう事務委託するべきかな、してくるかなというようなことは、もうされる前からある程度想定をして準備をしていたというようなことで、そういった情報の収集というようなことが県の役割として非常に重要だったのかなとは思っています。

ですから、計画の中でも、恐らく情報収集の手段とか、方法とか、組織とか、そういったことというのは、結構明確にしておいたほうがよろしいのかなという印象は受けました。

以上です。よろしいですか。

○平山委員 ありがとうございます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

続きまして、議事の（４）に進めさせていただきたいと思います。「東京都災害廃棄物処理計画に記載すべき事項について」、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○藤井計画課長 それでは、お手元の資料の４－１をごらんいただければと思います。４－１と４－２、まとめてこちらから説明をさせていただきます。

今回、御議論いただきたい計画に向けての内容でございます。タイトルとしては「東京都災害廃棄物処理計画に記載すべき事項について」とさせていただいて、計画のイメージを、まず、このA3版で書かせていただきました。

形としては、４章構成と思ってございまして、まず第１章で、総論として、この計画の目的とか、基本的な事項ですね。対象とする廃棄物、被害想定に基づく発生量、それと、基本方針と役割分担などをここで確認した上で、第２章、第３章では、具体的な各ステージにおいて、平常時にやるべきこと、そして、被災した発災後にやるべきこと、時間の経過とともに整理してございます。とりわけ第２章のほうは、東京都の計画ではございませんけれども、都だけではなくて、区市町村の皆様方に処理主体としてやっていただくものもありますので、都と区市町村、さらには、都民の皆さん、事業者の皆様、そういった各主体、それぞれがどういったことをやらなければならないかということで、役割分担として整理させていただいたのが第２章でございます。

その中で、とりわけ東京都が率先してやるべきことということ、第３章という形で書



かせていただいているところです。

最後の第4章は、この計画が継続的にさまざまな知見を踏まえて改善していかなければならないということを明記させていただくとともに、その前提として、訓練とか、演習を行っていくということを書かせていただいている構造でございます。

それでは、その後ろのA4版の本文のほうを紹介させていただきます。

まず1ページでございます。「第1章 総論」のところでは「目的」と「計画の位置付け」と書きました。その2節の「計画の位置付け」の1のところは、この「災害廃棄物処理計画の位置付け」でございますけれども、東京都の今後策定する、これから策定するこの計画とともに、区市町村のほうでも計画を策定するという形になります。

その下の「発災後に策定する計画」については、これまで、この部会では、実行計画の策定ということを議題として先生方に御議論いただいていたところでございます。今回、これまで部会で先生方からいただいた意見プラスアルファ事務局で感じていることも、思いを少し書き加えたところがありますので、そこについて、これまでいただいたご意見と違うということがあれば、ご指摘をいただければと思います。

特に、この「発災後に策定する計画」については、実際に東京都が熊本の場合は熊本県が、先ほどのお話で、処理を受託しているという形になってございます。実行主体として処理を受託しているので、実行計画を策定しているところでございますけれども、東京都が仮に被災した場合に、区市町村から処理を受託するケース、受託しないケース、当然あるかと思えます。いずれにしても、やはり、東京で大規模な災害が起きた場合には、東京都の調整機能ということで、何をすべきかということは明確にすべきだと考えまして、実行計画という言い方に誤解があると思ひまして、1ページの一番下でございますが、仮称ではございますけれども、「東京都災害廃棄物処理推進計画」というものを策定して、その中で、廃棄物の発生量とか、処理方針とか、それぞれの主体の連携体制等を書いて、お示ししたいというような案で、今回は書かせていただいております。

したがいまして、2ページ目のところも、この表も以前からお示ししているところでございますけれども、一番右側の発災後につくるところでございまして、国のほうで「〇〇災害における災害廃棄物処理指針」というものが出るだろうと想定されてございます。区市町村の皆様方におかれては、やはり、処理を実行するという中で、災害廃棄物実行計画をつくっていただくことになるのですけれども、そこを、区市町村が計画をつくっていただく際の参考になる東京都域でどうあるべきかということを推進計画という形で東京都として示していかなければならないと、事務局としては考えておるところでございます。

3ページ、「計画の対象」でございます。災害廃棄物の対象、一般廃棄物の中で災害に起因したものであるということで、例示として出させていただいております。当然のごとく通常の産業廃棄物等も災害時に出てきますので、先ほどもお話しさせていただいたとおり、全ての施設が、この災害ごみに使えるかどうかというところのバランスという問題も当然出てくるかと思っております。

4ページ、5ページは、東京都地域防災計画で想定してございます首都直下地震、東京湾北部地震というものと、多摩直下地震という2つの地震の想定で、これまでの原単位の推計値で計算をいたしますと、東京湾北部地震であれば約4,300万トン、多摩直下地震であれば3,100万トンという想定が、計算上は出てくるということでございます。イメージをつ

かむという意味で、ここで紹介させていただいております。

ただ、実際には、こういった災害だけに対応するというものでは当然ございませんので、あくまでも参考値ということで書かせていただいております。

6 ページは、基本的な実施主体の役割分担ということで、区市町村の皆様方は、これが一般廃棄物に位置づけられるものなので、包括的な処理責任のもとでやっていただく。一区市町村ではできなければ共同組織、前回、かなり固有名詞的に「共同組織」を書いてしまったので、「臨時の災害廃棄物処理共同組織」という普通名詞で書かせていただいているところがございますけれども、こういったものを必要に応じてつくっていただいで、共同実施を考えていただくということです。

それに対して、都は、適切に区市町村の処理が進むように、災害の被災状況や対応状況を踏まえた技術的支援、各種支援、下に例示を書かせていただいておりますけれども、こういった役割を担うべきかと思っています。場合によっては、先ほど申し上げた甚大な被害があった場合には、自治法に基づく事務委託を受けるということも想定されるかと思えます。

(3)として「都民の役割」でございますけれども、都民の皆様は、廃棄物の排出者でもあり、被災者であるということ、この部会でも、そういうお話をいただいたところでございます。できる限り、被災者の置かれた状況という部分も配慮しつつ、適正処理のためには、分別の徹底等に御協力いただくところがあるということです。

7 ページの「事業者の役割」としては、事業者責任で排出事業者としてしっかりやっていただくということとともに、処理技術を持っている方々については、その知見や能力を生かした協力ということをお願いしたいということ、役割として書かせていただいております。

その上で、災害廃棄物対策をどうやって進めていくのかということで「災害廃棄物対策の基本的な考え方」と示させていただきました。まず、7つの基本方針ということをここで掲げてございますけれども、災害廃棄物処理を進めるに当たって、法令遵守はもちろんでございますが、都民の目線に立った処理のあり方ということも当然考えなければならぬという意味で、生活環境を保全する「安全で安心できる処理」、都市機能を取り戻す「復旧、復興に資する処理」、災害を克服した後も大都市東京の「持続性を確保できる処理」という3つを都民目線から考え、それに即して、処理実施主体としての立場から、7つを基本方針として掲げたという形で整理させていただいております。

リサイクルの推進、迅速な対応・処理、環境に配慮した処理、衛生的な処理、安全の確保、経済性に配慮した処理ということ、1に掲げたとおり計画的な対応でバランスよくやっていくということでございます。

8 ページ、基本方針の下に、特に災害廃棄物処理で重要な考え方ということで幾つか、この「重要な考え方」という言葉の作りがいいのかということからはまた御議論いただければと思いますが、資機材に関する情報収集とか、それを迅速に確保する必要性、仮置場を迅速に整備する必要性、さらには分別排出と選別の徹底の必要性、施設においても再資源化を徹底するという必要性、それと、これも部会で御議論いただいている、組織体制とか文書様式などを共通して円滑なやりとりをするという必要性。さらには、先ほどの熊本のところの反省点としてもございます工程管理をしっかりと1週間単位でやっていく必要性

ということを、重要な考え方という形で総論編に示させていただいています。

最後に、廃棄物処理の流れということで、9ページから10ページにかけては、物の流れのフロー図を示させていただいています。ここで、10ページの下で、別途水害の際には、水分を含む土砂等の処理という留意事項として一応掲げさせていただいています。

10ページの下から11ページにかけては、今度は時間の流れによる進め方ということでございまして、まず、発災直後にしっかりとした体制整備をして、量の把握とか、処理の開始に当たっての準備をするという形でございます。

ここまででおおよそ処理というか、地震や災害の状況がわかってきて、発生量がわかってくれば、おおむねどれだけの処理期間がかかるかというところが決まってくるかと思えます。災害の規模にもよるのですけれども、仮に3年と設定した場合は、その後3カ月目までにやること、6カ月目にやること、2年目までにやること、最後の3年終了までにやることということで、時間軸で整理させていただいています。

ここまですべて総論編という形で整理させていただきました。

第2章は、今の時間軸の流れに従って、各主体がどのような役割分担で取り組んでいくべきかということでございます。

13ページの第1節は、発災前のことでございます。まず、行政が備えるべき組織体制ということをおおむね考えておかなければならないという問題意識の中、都と区市町村が緊密に連携するために、統一的な臨時組織ということも想定はある程度調整はしておかなければいけないかということでございます。

13ページから14ページまで、組織の体制が決まった中で、どういったことを平常時から取り組んでいくのかということをおおむね区市町村と事業者、国、都民、先生方、専門家の皆様方ということで、役割を掲げさせていただいております。

そして、それぞれの主体の役割を明記しつつ、都民の皆様にはしっかり対応を発災後やっただけという意味では広報も重要だということで、15ページに事前の広報を掲げさせていただいております。

16ページは、初動期、発災後1か月までにやるべき基本的な役割分担ということで、基本的な役割分担の中では、冒頭に、各市町村の皆様方には、自区内の災害廃棄物の処理を主体的に担っていただくという中で、都が基本方針に基づいて、技術的支援や各種調整を行うということを掲げさせていただきました。

そして、初動対応としては、生活ごみ対応、仮置場の設置・運営、17ページ、作業安全性の確保ということをおおむねここにも例示で書かせていただいております。

発災後の都民広報の必要性は、18ページにこういったものを広報する必要があるのではないか。主に、ここら辺の広報は区市町村の皆様方が地元密着で書いていただく内容かもしれませんが、例示として掲げさせていただいております。

そして、その次のステージとして、被害状況を集約しつつ、発生量と要処理量、処理可能量を算定するという流れでございまして。

そして、受援、支援をいただくという話も当然この時期には来ると思っています。受援体制をしっかりとつくるということと処理状況の進行管理ということで行っていくということが、初動の段階で必要になってまいります。

そして、20ページ、ここら辺で、ある程度基本的な考え方を出す前提がそろった段階で、

各区市町村では、それぞれ発災後どういった処理をするのかという方針を定め実行計画をつくっていただく流れになります。後ほど都がやるべきことということで、これと同じようなことを第3章にも掲げさせていただいてございます。

第3節は応急対策ということで、1か月後以降の話にはなりません。随時、処理量等を見直すということと、仮置場の運営と、引き続き、この時期に応じた住民への広報をやっていくということと進行管理、さらには、22ページに参りまして、国庫補助対応が出てまいります。

1年以降、災害復旧・復興期に入っても、継続的な進行管理が必要だということと、今度は復興資材を有効活用していくという視点が出てくるかと考えてございます。

主に、区市町村の皆様方に取り組んでいただくことが中心になってはおるのですが、事業者の方からも、こういう復興資材の活用とかという形で、それぞれの役割の中でやっていただきたいことを、第2章には掲げてみました。

第3章、24ページ以降になります。こちらは、その中で東京都がやるべきことということです。

まず、平常時に関しましては、連携体制をしっかりと構築していくという中で、区市町村との連携とか、民間事業者の皆様方の連携、それと、先ほど前回ワーキングであった御議論を踏まえて、広域体制という中で、関東ブロックとかD. Waste-Netの活用ということも書かせていただきました。

25ページ、東京都として、平常時からしっかりマニュアルを整備して、平常時から情報収集、知識の構築等をやっていくということでございます。

そして、どのような受援を都として受けるべきか、受けなければならないのかということで、受援に関するメニューということで整理をして、ここも十分な検討が必要かと思っております。

26ページの真ん中です。仮置場に関連して、やはり都としても、都有地を中心に、いざ発災後に何らかの土地を提供できる可能性があるのかどうかという想定として、オープンスペースをしっかりと把握して、平常時から候補地ということの検討を進めていきたいと考えてございます。

その下、(4)です。これは、区市町村の皆様から、事務委託を受ける際の考えられるケースということで、整理をさせていただきました。

①被災によって区市町村の所管部署の執行体制、庁舎が何らか機能しなくなったということなど、執行体制が喪失し、さらに、共同組織での処理も不可能になった場合、これは東京都のほうで受けるという想定なのかと思っております。

それと、伊豆大島の土砂災害があった例のように、島嶼部において被災があった場合に町村内での処理施設では処理が完結できず、こちらの本土に持ってきて中間処理以降をやるということになれば、そこで事務委託を受ける可能性はあると思っております。

その他、7つの基本方針に沿って、望ましい場合というあたりが事務委託を受ける際の考え方かというように例示として書かせていただいております。

そして、26ページ、27ページ、広報の必要性、さらには、区市町村のごみ処理施設への強靱化対策などを書かせていただいております。

28ページ、初動期になります。発災した後の初動期でございます。東京都の中では、災

害廃棄物対策本部、これは仮称でございますけれども、組織を立ち上げて、しっかりと区市町村の皆様方を中心に連携体制を整備していきたい。そして、都民の皆様にご報告し、情報を収集し、29ページに参りまして、量を把握した段階で、6番、おおむね1カ月後になるかと思っておりますけれども、区市町村の皆様方と調整をしながら、東京都域の中で対応すべき処理方針ということ掲げるといことで、処理方針の例示をその下に書かせていただきます。

事務委託を受ける際には、ここで議会の議決という手続があります。

その話がそろった段階で「東京都災害廃棄物処理推進計画」を策定するという形で、東京都として統一的な考え方をお示しするかなど。これは、事務委託を受ける、受けないにかかわらず、こういったものをつくり、事務委託を受けた場合も、実行計画の部分を含めた内容にしたいと考えてございます。

30ページ以降は、1年後ぐらいを主に想定する応急対策期でございます。進行管理をしっかりとやるということと、こちらでも国庫補助金事務でございますけれども、例示として書かせていただいております。

31ページ、こちらにも復旧・復興期も資材の活用ということを書かせていただきました。

32ページは、都内での震災とは違うのですが、東京都の災害廃棄物対策ということで、重要な視点としては、他の地域で非常災害が発生した場合に、応援要請があった場合、東京都として支援を行っていくのだと。その際に、押しかけるだけではなくて、被災者の状況を見きわめつつ、きっちりと国等と連携して、支援を行う。支援を行うことということが、ひいては、みずからの対応能力の向上にもなるし、自治体間連携の強化ということにつながっていくのだと書かせていただきました。

33ページ、第4章でございます。第2節で「東京都災害廃棄物処理計画の見直し」と書かせていただきまして、その前提として、都と区市町村の訓練、演習ということを書かせていただいております。

最後、34ページは「今後の取組」ということで、計画の実効性を高める課題ということで、残された課題を書かせていただきました。

その後は、用語集から始まって、ワーキングで御議論いただいた資料などを参考につけさせていただいております。

計画の本編は、このようなイメージと事務局の案として思い描いているものを、本日はお示しさせていただいております。

それとともに、資料4-2でございます。こちらは計画本編ということではないのですが、この部会、ワーキングで先生方からさまざまな御議論、非常に重要な御意見をいただいております。計画には書くことはできないにしても、マニュアルの中にしっかり位置づけなければいけない課題ということを改めて整理いたしましたのが、4-2でございます。

1ページ目は、マニュアルと計画の関係でございますけれども、2ページ以降、それぞれ平常時、発災後のやらなければいけない課題を、都が主に取り組むべきこと、区市町村に取り組んでいただきたいことということで分けて書いておりました、特にこの部会ワーキングで御議論いただいたものを特出しして、赤字で書かせていただいております。

以上、駆け足になってしまいましたけれども、資料の説明とさせていただきます、事

務局のほうで、ある程度の変更点を書いてしまったところもありますので、先生方からさまざまな意見をいただければ幸いです。どうぞよろしくお願いいたします。

○杉山部会長 ありがとうございます。

一つ確認させていただきたいのですが、資料4-2の最初の図がありますけれども、この中は、まだ「実行計画」になっているのですけれども、いずれ、この「実行計画」が「推進計画」に名称を変えるということで、今、考えていらっしゃるのですね。わかりました。

では、まだ「実行計画」のまま残っておりますけれども、名称としては「推進計画」になるという、そういう理解でよろしいようですので、承知しました。

それでは、ただいま資料の4-1、4-2について御説明をいただきました。大変資料がたくさんありまして、内容も多岐にわたっておりますので、幾つかに区切って議論していきたいと思います。

まずは、4-1の最初にありますA3の資料、それと「第1章 総論」の部分について、まず、その部分で委員の皆様からの御意見、御質問がありましたら、挙手をいただきたいと思います。

そうしますと、12ページまで第1章になっておりますので、資料4-1のA3の資料と、12ページの「第1章 総論」まで、御意見、御質問を承りたいと思います。いかがでしょうか。

平山委員、お願いいたします。

○平山委員 質問を2、3したいと思います。

これは私の理解も含めての質問になりますが、まず1点目は、今回、資料4-1のA4のほうの計画に記載すべき事項の1ページ目の一番下の「処理推進計画」という概念というか、そういう言葉の計画といったことを御提案といいますか、計画の中にとことなのですが、これに関しては、もちろん御説明にあったように、必ずしも東京都環境局そのものが処理をするわけではないということもあって、「処理実行計画」という言葉がどうなのかという、そういう概念で、いろいろ御苦労されて考えられたのかなと思うのですが、例えば欧米であれば、実際に起こる前の事前の備えの計画をアクション・プランといって、起こった後に自分たちがどうやってその災害や危機を克服するのか、やるべきことなども含めての計画をインシデント・アクション・プランという形でつくっていくのですが、ここで言われている「処理推進計画」というものは、東京都のインシデント・アクション・プランに該当するものという理解でいいのかといったことを教えていただきたい。つまり、例えば本当に事務委託をして処理する場合には「処理実行計画」の要素はこの中に入ってくるというような、そういう理解でいいのかというのが1点目です。

2点目が、9ページの工程管理のところなのですが、これは質問ということなのですが、1週間単位でということを書かれています。「継続的な業務の改善を図っていく」と書かれていますのですが、それは非常にいいことだと思うのですが、例えば「処理推進計画」のチェック、見直しも、この業務の改善の中に入っているのかどうか。もし入っているのであれば「処理推進計画」のチェック、見直しも、この業務の改善に含まれているといったことをどこかで明記してもいいのかなど。つまり、「処理推進計画」を何月何日版というものを出しますと。でも、それは最終的なものではなくて、その状況であるとか、業務のあるいは処理の工程管理をしていく上で作り直す、状況が変化すると作り直すという

ともありますので、そういったこともあるのだといったことを計画に書いておいたほうがいいのかなどは思いますので、「第1章 総論」の中でどこまで書くのかということもあるとは思いますが、ちょっと私の理解の確認も含めて、その2つを質問という形でお願いできればと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

では、事務局さん、お願いいたします。

○藤井計画課長 ありがとうございます。

先におわびをしなければいけないのですけれども、先ほど、私は資料説明で、ページ数を読み違えてしまったところもありましたので、若干違うページを御案内してしまったかもしれません。申しわけございませんでした。おわびいたします。

それで、今、平山先生からいただきまして、ありがとうございます。考え方としては、先生から御指摘いただいたとおりだと思っています。今、部会長から第1章についてということで仕切っていただいていますけれども、大変恐縮なのですが、後ろの第3章のあたりでそこら辺を書かせていただいております、「処理推進計画」にインシデント・アクション・プランというニュアンスの話が入っているかどうかということですが、29ページの下に「処理推進計画」を、これは初動期です。発災してから1カ月間ぐらいでつくると書かせていただいておりますが、8のところの5行目です。「区市町村から処理を受託した場合、受託した業務に関する災害廃棄物処理実行計画の内容を含むものとする」と書かせていただいたので、単に理念的なものではなくて、みずから取り組むべきインシデント・アクション・プランというニュアンスも当然想定しておるところでございます。

それと、工程管理のところ「処理推進計画」の見直し、これも非常に大事な御示唆だと思っております、これは31ページの災害復旧・復興期、もう少し早い段階からあるのかもしれませんけれども、いろいろ数字が異なってくるとか処理フローが異なってくるといことになれば適宜見直していくということ、ここでは書かせていただいております。

それで、一応書いておりますという答えだけではだめだと思うので、「第1章 総論」のところ、そういったものをしっかりとある程度書いたほうがいいのかというあたりの御指摘であれば、そういうように考えたいとは思いますが、そこは先生の御意見を聞かせていただければと思います。

○杉山部会長 平山委員、いかがでしょうか。

○平山委員 これは都民もしっかりと見るものだと思いますので、後ろに書いてありますよではなくて、「第1章 総論」の中でも、ちゃんと考えているのだといったことを書いておいたほうがいいのか、私は思います。

○杉山部会長 では、その方向で御検討いただけますでしょうか。お願いいたします。

そのほかに御意見、御質問はございますか。

高田委員、お願いします。

○高田委員 私は意見というより、言葉尻というか用語のこだわりなのですが、先ほど御説明の中でもちょっとありましたが、6ページでは「各種の役割分担に関する基本的な考え方」という形で示されていて、8ページのところは「災害廃棄物処理の実行に際し特に重要な考え方」ということで示されているのですけれども、こういう「考え方」「考

え方」という同じ言葉を使われているのです。8ページでは、項目別に見ると「迅速な確保」とか「迅速の整備」とかということ、それから、最後の「工程管理」というようなものも含めて示されているので、真ん中のところの「徹底」とか「共通化」というのは「考え方」だと思えるのですが、ここは「考え方」ではなくて、実行に関して特に重要な「事項」かなと思って見ていました。そこだけです。

○杉山部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。

○藤井計画課長 ここは正直、どういう表現にするか悩んでおるところでございますので、先生方から御意見があれば、お聞かせいただければと思います。

○杉山部会長 その点につきまして、ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。

8ページの一番最初です。「2 災害廃棄物の実行に際し特に重要な考え方」と、今、なっておりますけれども、そこを「重要な事項」などにしたほうがよろしいのではないかという御意見が出ておりますが、ほかの先生方、いかがお考えでしょうか。

では、「事項」ということで、よろしいでしょうか。

では、「事項」ということで、お考えください。先ほどの、しっかり「第1章 総論」の中にも書き込むということもあわせてお願いしておきたいと思っております。

そのほか、第1章までで何かございますか。

遠藤委員、お願いします。

○遠藤委員 コメントといいますか、提案なのですが、処理フローとしてはややこしくなるのでこのぐらいが計画としてはちょうどいいかなとは思っているのですが、災害廃棄物自体がどのようなものが出てくるのかというようなイメージがわかるものというのは1章にあってもいいかなとは思って、例えば、熊本地震のときは環境省が出したのは12分別ということで、12品目ぐらいの種類が出されていて、フローとしてはこの中に全部入ると思うのですが、そういったものが出てくるのですよという中で、こういうフローとか処理とか、そういったものがありますというイメージが湧くようなものを入れていただければどうかという提案でございました。

○杉山部会長 ありがとうございます。

その点につきましては、いかがでしょうか。

そちらで加えていただくということで、お願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

平山委員、お願いいたします。

○平山委員 これはコメントになるのかあれなのですが、処理の基本方針についてなのですが、今回、大きく3つ挙げられていて「安全で安心できる処理」「復旧、復興に資する処理」「持続性を確保できる処理」、その3つを達成するために基本方針7つを掲げて取り組んでいくのだと。これは計画論的にも非常にすばらしいと思いますか、いい考え方だと思っていて、非常にいい整理をされていると思うのですが、残念ながら、資料4-1にその3つの考え方がわかるように書いていないので、ぜひ、その3つを目指して、都民の生活環境を保全するであるとか、都市の機能を取り戻すであるとか、大都市東京の持続性といったものが、資料4-1の中にも目立つようにというところとあれかもしれないですが、はっきりとアピールできるように資料4-1のほうの修正をしていただければと思



ます。

○杉山部会長 ありがとうございます。

今、平山委員がおっしゃったのは、このA3の資料の中でということですね。

○平山委員 そうです。

○杉山部会長 では、そちらのほうにもしっかりと書き込むように、お願いします。

そのほか、いかがでしょうか。

宮脇委員、お願いいたします。

○宮脇委員 8ページの(4)のところですが、再資源化の徹底というところについて、これはコメントというか、質問というか、私も自分の中ではっきりしないのですが、このあたりは、多分後ろのほうの第2章でも復興資材の有効活用のところにつながるような内容だと思っています。そのほかの部分は、多分、具体的にマニュアルまでつながるようなところに全部かかわってくるのですが、その再資源化のところについては、比重が軽いようなというか、そういう気がしています。

多分、最終的にも、全部の処理計画の中で余り具体的に書けないところではないかという気がしているのですが、この辺は誰が、ほかのは都も区市町村も全てかかわってくるのですけれども、再資源化となると最終的には民間での活用とか公共事業でももちろん一部あるのですけれども、そういうところも目指さなければいけないということで、少しぼんやりした行く先になるのではないかと考えています。それで、具体的にはっきり書いていないのかもしれないですが、もう少し何か書けないかと、どう書いたらいいのかというコメントではないのですけれども、そのようなところも、もし今後検討していただければということでございます。曖昧な発言で申しわけございません。

○杉山部会長 ありがとうございます。

今の宮脇委員の御意見につきまして、いかがでしょうか。

○谷上資源循環推進部長 宮脇委員の御意見、もっともだなと思っております。再資源化することによって、多分、仮置場にしろ、埋立処分のところにも、かなり数量的に低減できる要素が非常に大きい。平時の場合の建設工事では、今、ほとんど100%リサイクルが進んでいる中で、できるだけ災害廃棄物の再生資材を有効に活用するためには、そこが一つポイントになってくるのかなと思っておりまして、少し表現がこれでは弱いというのであれば、もう少しいろいろなところでリサイクル、再資源化というものを際立たせるような工夫を考えていきたいと思っています。

○宮脇委員 もしかすると、2節のほうの復興資源の有効活用のところに書いていただいてもいいのかもしれない。私もどちらに書いたほうがいいのかというのはよくわからないので。

○杉山部会長 ありがとうございます。

では、そこは御検討いただくということで、よろしくお願いいたします。

そのほかにも、何かございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、次に第2章につきまして、御議論いただきたいと思いますが、済みません。私の仕切りが悪くて、時間がちょっと押しております。きょう、予定としましては、委員の先生方の御都合もありますでしょうし、会場の都合もあるかもしれませんが、どのぐら

いまで、少し延ばさせていただけますでしょうか。

○藤井計画課長 会場のほうは大丈夫でございます。

○杉山部会長 委員の先生方、例えば10分とか、そのぐらい、大丈夫でしょうか。

済みません。では、なるべくいろいろな御意見、御質問を頂戴したいと思いますので、続きまして「第2章 災害廃棄物対策における各主体の役割分担」の部分につきまして、御意見、御質問ございましたら、挙手をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

平山委員、お願いいたします。

○平山委員 3点です。

1点目は質問です。第2章の14ページの表の「各主体が平常時から取り組むべき事項」の中なのですが、ここに「事業者」とありますが、この事業者は、廃棄物処理にかかわる事業者なのか、それとも、都内にある民間事業者なのか、ちょっとそういったものを書きと書いておかないと、ここの取り組み事項の中身を見ていると、廃棄物処理にかかわる事業者なのかなとは思いますが、ただ一方で、民間企業のほうも自分たちの被災したときに出てくる産業廃棄物になるとは思いますが、そういったものしっかりとBCPで考えておかないといけないといったこともあると思いますので、この事業者はどの分野の事業者なのかは、もう少し明確に、例えば廃棄物処理にかかわる事業者であれば、わかるように書いておいたほうがいいのかというのが1点目です。

2点目が、19ページの「処理状況の進行管理」なのですが、これは質問です。書かれている内容がごもっともなのですが、もちろん中には含まれているだろうとは思いますが、当然のことながら、業務管理であるとかや資源管理も進行管理の中でしっかりと行うという理解でいいのかということを確認させていただきたいのが2点目です。

3点目は、これは少しコメントとして受け流していただいてもいいのですが、23ページの、先ほど宮脇委員の発言にもかかわることなのですが、復興資材として有効活用していこうということを考えたときに、「災害廃棄物の仮置場」という言葉ではなくて、例えば「復興資材置場」といったものも、言葉としても、環境局が使ってもいいのではないかとちょっと思います。それを計画の中を書くのか、マニュアルにするのかはあるかもしれないのですが、そういう言葉も非常に重要だと思いますので、コメントとしてさせていただければと思います。

以上、3点です。

○杉山部会長 ありがとうございます。

ただいまの御意見、コメント、御質問につきまして、何かございますでしょうか。

お願いいたします。

○藤井計画課長 ありがとうございます。

1つ目の御指摘の14ページのほうは、確かにおっしゃるとおり処理業者を中心に書いてしまった、処理業者だけではなくて、メーカーさん、廃棄物を受け入れていただけそうな事業者さんを含めて、処理サイドの話を書いたところはあります。ここでは都民の方の知識の醸成とか自治体への協力に向けた取組も書いていますので、確かに排出事業者としてお願いしたいことも書くべきかなと思っていますので、ちょっとそこをどう書くのが難しいのかなと思いますけれども、考えてみたいと思います。

進行管理も、言葉足らずのところがあったかもしれません。これは本文のところでもう

少し詳細に書くべき、業務管理ということと復興資材の話はまさにそうだと思うのですが、それでも、そういったもの。出てくるものではなくて投入するものも含めてということですね。

○平山委員 そうですね。人とかも含めてですね。

○藤井計画課長 その進行管理しなければならない項目としては、少し補足して書きたいと思います。これでは短いかもしれません。

それと、復興資材の有効活用の中での「復興資材置場」、こういった言葉は、実はワーキングでも使わせていただいているので、今回、ここにはうまく言葉がはまらなかったのですが、そこも含めて考えたいと思います。ワーキングのほうの議論をもう一回思い起こしながら、考えたいと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

では、御対応のほど、よろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 今の「復興資材置場」ということでのあれなのですが、仮置場としての一部が「復興資材置場」で、それを「復興資材置場」として呼ぶのか、本当にストックヤードとして置くところを「復興資材置場」とするのかというのは、恐らく仮置場の水回りの管理ですとか、敷地境界の大気環境基準とか、そこら辺の管理をどうするのが変わってくるので、「復興資材置場」というのは、あくまでもストックヤードというようなことに限定して、ある程度災害廃棄物の受け入れをしているところは、全て仮置場とすべきかなというような、そこまで議論はしなかったような気はしますが、そういうようにワーキングでは多分思っているのかなということで、そこら辺も踏まえて、用語を考えていただければとは思っています。よろしく願いいたします。

○杉山部会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。お願いいたします。

では、そのほか、今のことに関連しても結構ですが、何かございますでしょうか。

お願いいたします。

○新井一般廃棄物対策課長 確認させていただいていいですか。

先ほど、19ページのところの資源管理のところの業務管理というのは、本文というよりは、この表7の中できちんと位置づけて、資機材とか、そういったものの業務を把握してやりなさいということですのでよろしいのですか。それとも、考え方としてということですか。

○平山委員 表7にあるニュースする情報のリストにちゃんと入ってはいるのですが、でも、進行管理という概念の中に、きちんと処理状況の進行管理とともに、自分たちの業務量であるとかリソースもしっかりと管理を行っていきますよという概念が入っているという理解でいいですよということですか。

○新井一般廃棄物対策課長 それをはっきりしたほうがいいということですね。

○平山委員 言葉としては、書いてもいいのかなとは思っています。

○新井一般廃棄物対策課長 承知しました。

あと、29ページの、先ほど復興のための資材のストックヤードということで、平山委員と遠藤委員から御指摘があったのですが、復興の資材のためヤードという考え方と

置き場を分けて考えたほうが良いというお話の中で、保管積みかえとか、基準とか、廃棄物としての扱いと資材としての扱い方を、ちゃんと明確に下さいという御指摘ですか。処理する前まで、卒業したものをストックヤードの「復興資材置場」として置く、仮置場ではごみとして扱うという考え方の整理をちゃんとしておくべきという御指摘ですか。

○遠藤委員 そうです。恐らく、仮置場は水処理施設を併設して舗装が必要とか、敷地境界でアスベストをはかるとか、そういったことが多分課せられるので、そうではない部分を「復興資材置場」と呼べるような、そういうすみ分けを最初からしておいたほうが良いかなと。廃棄物としての取り扱いという意味です。

○新井一般廃棄物対策課長 今でも、平時でも季節変動で廃棄物の処理の基準、廃棄物として多く出たり、少なく出たりするときがあって、卒業したものについて廃棄物として扱わないようにできないかとか、いろいろな議論があるので、そののところを、量の変動があったときに、もう卒業したものは廃棄物としての取り扱いをやめるのだという考え方の整理をその辺でできたらいいのかなと思ったところです。

○杉山部会長 ありがとうございます。

それでは、そのほかの御意見、御質問、ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続いて、第3章ですね。こちらで御意見、御質問等がありましたら、お伺いしたいと思います。挙手をお願いいたします。

高田委員、お願いいたします。

○高田委員 私、ちょっと気になっていますのが、この26ページのところの下の方で「事務委託を受ける際の考え方の整理」ということで、これは3章なので、都が事務委託を受けるという、一方的に都の立場で、こういう条件ならば事務委託を受けるだろうということ整理されているのだと思うのですが、事務委託で基本的には委託する側と受託する側と、両方が合意の上で、これは後で何か出てきましたけれども、議会の議決とかが必要になってという形のもので、ここでは都が一方的に条件を示していますよみたいに、そこまで言うと言い過ぎかもしれないのですが、本来は市町村との合意の上で事務委託は成立しますということ。

それから、事務委託といっても、いわゆる丸投げではなくて、災害廃棄物処理事業のうちどの部分について委託を受託します、受けますというのは、過去の事例でもそうですけれども、1次仮置場までは市町村がやって2次仮置場から先は都道府県がやりますというような形です。それも岩手県さんの事例ですと、各市町によって、県がどの部分を受けるのかというのはそれぞれ個別に調整をされて、そこで事務委託が決まっているという形が実態だと思うので、そういう細かいことをこの計画に書く必要はないと思うのですが、書きぶりのニュアンスとして、その辺が少し気になりました。体制づくりのワーキングでも区市町村さんの方が来られていて、私はやっていたわけなのですが、そこでは、この部分については基本的には議論はなされていませんでしたので、そのあたりのところは少し書きぶりを工夫していただけたらいいのではないかと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

ただいまの事務委託につきまして、何か事務局さんのほうでございますか。

○藤井計画課長 ありがとうございます。

済みません。ワーキングで御議論いただいたものと少し事務局で踏み込んだところもございまして、そこも含めて、本日御審議いただくかなと思った次第でございます。

これは本文のところの書き方として、これで少し足りないところがあるのならば補足しなければならないかなと思ってございますが、今、先生が言ったどの部分を受けるのか、部分的に受けるというケースも当然あるのかなと思っていまして、②のところでは、一応、島嶼部からということであれば、島嶼部において処理が完結できなければ、中間処理以降という形で限定的に書かせていただいております。ですから、少し本文の書き方を考えたいと思いますが、あくまでもここは、これは平常時のところで今、位置づけさせていただいておりますので、この計画にどこまで書くのかということもあるのですけれども、平常時から区市町村の皆様方といろいろな意見交換をしながら、こういった、ある意味、特異な事例が起こった際に、そこは東京都としては積極的に出ていきますよということを、日ごろの意見交換の中でしっかりと共通認識を区市町村の皆様方とつくっていくのかなと思っていきますので、一つの考え方ということではあります。そこら辺、誤解のないようにはしたいと思いますが、全部を全部送るのではなくて、ある程度、こういったものをきっかけに皆様方と議論できればいいかなと思っていきます。

これは先生方から答申をいただく前にも、区市町村の皆様方としっかりと意見交換をしたいと思っていきますので、場合によっては中間のまとめ以降に、またこういった話を区市町村と意見交換したのだということをお報告させていただくこともあるかもしれません。よろしく願いいたします。

○高田委員 29ページのところの7のところには、これは平常時のお話ではなくて、手続のところ2行ちょっと書いてあるのですけれども、ここと今のところと、少し合わせて検討していただいて、書き方を工夫していただけたらいいのかなと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

では、書きぶりについて御検討いただきたいと思います。

そのほか、いかがでしょうか。

遠藤委員、お願いいたします。

○遠藤委員 事務委託された後の話だと思いますけれども、復興資材の活用という部分で、災害復旧・復興期も含めてなのですが、先ほどアンケートでもあったのですけれども、復興利用先の確保ということ、結構自治体、行政側に求めているようなことがあるかなと思っていきます。復興資材の活用としては、都発注工事を初めとする公共事業で使うということは書かれてはいるのですけれども、もう少し出口先を積極的に探すようなことも自治体のほうでやったほうがいいのかなと思っていまして、その文言が、今、見る限りではないのかなと思っていまして、そこまで書けないということもあるのかもしれませんが、できれば、そういったことは記していただいたほうがよろしいのかなとは思っています。かなり、実際にそういう事態になれば、重要な事項になるのではないかと考えております。

○杉山部会長 ありがとうございます。

今の御意見は、書くとするのとどのあたりに入れるのが適切でしょうか。

○遠藤委員 応急対策といえますか、31ページの第4節の2の「復興資材の活用」の部分

かなと私は思っております。

○杉山部会長 ありがとうございます。

31ページの2の「復興資材の活用」、このあたりも少し書き込んでいただくということは可能でしょうか。いかがでしょうか。

○藤井計画課長 庁内的な調整が若干要る話かと思えますけれども、少し前向きに考えたいと思います。

○杉山部会長 よろしく願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、「第4章 訓練、演習、東京都災害廃棄物処理計画の見直し」のところから、それから、巻末資料、資料4-2の災害廃棄物マニュアルに記載すべき内容につきまして、御意見、御質問等を承りたいと思います。

いかがでしょうか。挙手をお願いできればと思います。

平山委員、お願いいたします。

○平山委員 2つです。一つは、33ページの訓練、演習の中なのですが、「都だけではなく、区市町村や関係事業者団体等」の「等」に入っていると思うのですが、「国（環境省）」は書いておかななくていいのかなというのがコメントです。

もう一点は、資料4-2で、マニュアルに記載すべき事項の整理をしていただいています。これは大変重要なことだと思っていますし、非常にしっかりしたものだと思いますので、ぜひ、次年度以降、この計画に従って、このマニュアルを本当に血の通ったもの、実効性のあるものにする取り組みにするのだということも、この中でしっかりとわかるようにしていただければ大変ありがたいと思います。

○杉山部会長 ありがとうございます。

今の点につきましては、いかがでしょうか。

○藤井計画課長 関東ブロックでの連携とか、国と絡むところは多々あると思いますので、表現をどうするのかというところは調整が要ると思いますので、また考えたいと思います。

ありがとうございます。4-2はそういった意味ではしっかりとやっていきたいと思っております。そういう宣言ということで今回出させていただきましたので、よろしくお願い致します。

○杉山部会長 済みません。大変単純なことなのですが、第4章のタイトルのところで「処理計画処理計画の見直し」となっていますが、これは単純に。

○藤井計画課長 誤植でございます。大変失礼いたしました。申しわけございません。

○杉山部会長 承知しました。

そのほか、いかがでしょうか。

宮脇委員、お願いいたします。

○宮脇委員 事前のときにもコメントというか、少ししてしまったこともあるのですが、資料4-2で、今後マニュアルを作成されていく上で、多分細かなマニュアルがたくさん出てくると思うのです。ここでお示ししていただいているマニュアルに記載すべき内容の表のような形の、端的に誰が、都がやるのか、区市町村が行うのか、その主体がどちらになるのか、非常にわかりやすく整理されていると思いますので、これについては、ぜひマ

マニュアルの中に、このような整理された表も、このままでもいいのではないかと私なども思うので、ぜひ載せていただければと思います。そうすると、このマニュアルを見て、次に計画を立てていく区市町村にとっても非常に参考になりますし、区市町村がつくられる計画とか具体的なマニュアルとかに、対象として見やすくなるのではないかと考えています。

以上です。

○杉山部会長 ありがとうございます。

ただいまの御指摘につきましては、いかがでしょうか。

では、反映していただくように、お願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

高田委員、お願いいたします。

○高田委員 「今後の取組」などのところなのですが、都下の区市町村さんの災害廃棄物処理計画の策定に対しての推進とか、支援とか、そういうようなものがこの事項に盛り込まれればいいのか、それを都のほうで推し進めるといふか、市町村にやってくださいというように推進するというような形のものの記述もあっていいのではないかと。今の宮脇委員からの発言も含めて、そうなると思うのですが、この辺は書いていないような気がするのですが、いかがでしょうか。

○杉山部会長 ありがとうございます。

どうでしょうか。その点については、何か調整が必要なのでしょうか。

○藤井計画課長 どのような記述ができるか考えたいと思います。強制的につくってくれというような表現はなかなか言えないので。

○高田委員 推進とか、支援とか。

○藤井計画課長 表現は十分留意して書きたいと思っています。東京都の進め方の中でも、区市町村のほうでしっかりとつくっていただきたいところではあるので、都からも必要な応援はしていきたいと思っています。

○杉山部会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

そのほか、いかがでしょうか。

第4章あるいはマニュアルに記載すべき内容につきまして、そのほか、お気づきの点がございましたら、御意見いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

続きまして、議事の(5)「今後のスケジュールについて」、事務局から御説明をお願いしたいと思います。

○藤井計画課長 ありがとうございます。

本日いただいた話を踏まえて、次の廃棄物審議会の総会が3月7日に予定させていただいてございます。ここで中間のまとめという形でいただければと思ってございます。

その後のスケジュールとしては、広く御意見を募集したいと思ってございます。1カ月ばかりパブリックコメントの募集をして、再度、その後に部会を開かせていただきます。先ほど申し上げたとおり、区市町村ともいろいろ意見交換もしたいなと思ってございますので、さまざまな要素をまたここに加えて、見直しが必要かどうかということでお諮りさせてい

ただき、最終的な廃棄物審議会の総会を再度開いて答申をいただく、答申をいただいた内容で計画をするという形で考えています。事務局的には、その後マニュアルの策定に向かっていくという段取りになるかと思えます。

廃棄物審議会の総会の目途でございますけれども、済みません。当初は年度内ということも想定していたのですけれども、熊本地震の視察に行っていたくなり、さまざまなことで日程が後ろ倒しになってしまったので、年度明けになってしまうと思えますけれども、また先生方の予定を調整させていただいて、セットさせていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

以上です。

○杉山部会長 ありがとうございます。

それでは、最後に議事の(6)「その他」としておりますが、委員の先生方から、何か御意見、これは注意したほうがいいのか、こうしてくれというような御意見がありましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。

高田委員、お願いいたします。

○高田委員 注意してくれとかそういう話ではなくて、この盛り込むべき事項の資料4-1を見ていますと、私自身は、全体的にはこの短期間でいろいろ集中して検討してきた内容が非常にコンパクトにまとまっていて、かつ、今までの別の道府県さんの計画ではないような、組織体制の共通化とか、受援の話とか、そういうことも、そのコンパクトな中にも盛り込まれていて、先ほど遠藤さんと始まる前に言っていたのですけれども、非常によくできていると私は個人的には感想としては思っています。これが東京の一つの、これから起きてほしくないのですけれども、災害に立ち向かっていくためには、非常に重要な計画のベースができたなと思えました。

ですから、自信を持ってと言ったらおかしいのですけれども、我々、いろいろ、好き勝手なことも言わせていただいたのも極力取り込んでいただいて、非常にコンパクトで、かつ中身の濃いもののでできているなということで、これから、それをまた必要なところはたたいていただいて、各機関とも調整していただいて、ぜひいいものに仕上げていただきたいと思っています。これは感想です。

○杉山部会長 ありがとうございます。

大変温かいコメントを頂戴いたしまして、ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。お気づきの点などがありましたら、伺いたいと思えます。よろしゅうございますか。

それでは、特にそのほか御発言がなければ、本日の議題はこれで終了させていただきたいと存じます。

委員の皆様方におかれましては、大変有意義な御議論をいただきました。本当にありがとうございます。

この後は、先ほどスケジュールの中で御説明いただきましたように、3月7日に東京都廃棄物審議会が予定されております。本日の審議内容をもとに、東京都災害廃棄物処理計画の中間まとめ案を取りまとめていきたいと考えております。

この中間まとめ案の内容につきましては、実は、事前に部会長一任でということは何っているのですが、大変きょうも重要な点を幾つか御指摘いただいておりますので、メール



でも、委員の先生方にちょっと確認していただくことができれば大変ありがたいと思います。私の判断だけでは不十分なところもあるかもしれませんので、メールで恐縮ですが、委員の先生方に送っていただいて、何かお気づきの点がありましたら、またそこで頂戴して、若干調整していただくというようなことで進めさせていただければ大変ありがたいと思います。済みません。いきなりですけれども、事務局さんもそれでよろしゅうございますか。

○藤井計画課長 承知しました。

○杉山部会長 よろしく願いいたします。

では、そのように進めさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

では、最後に事務局さんに進行をお返しいたします。

○藤井計画課長 本日も貴重な御意見を、多々いただきまして、ありがとうございました。

今回は3月7日の火曜日、朝また早いのですが、10時開催予定の廃棄物審議会の総会に向けて、本日いただいたお話を踏まえた修正等を行いまして、また先生方に照会させていただきたいと思っております。2月の来週あたりに調整させていただければと考えてございますので、よろしく願いいたします。

本日も朝早くから貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。どうぞ引き続きよろしく願いいたします。

本日はありがとうございました。